

第1回国立市保育審議会会議録

日 時 平成27年12月22日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第1・第2会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、神田 憲治、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容

1. 審議会の運営について
 - ・傍聴について(原則として可とする)
 - ・会議録について(要約)
2. 公立保育園の民営化についての基本的な考え方
3. その他
 - ・日程について

第2回 平成28年1月22日(金)午後7時00分～ 場所:未定

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、これより国立市保育審議会を開催したいと思います。現時点で保育審議会の会長はおりませんので、会長が決定されるまでの間、国立市子ども家庭部長の馬橋でございます、私のほうで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は第1回目の保育審議会として、各委員におかれましては、この会にお集まりいただき、また、審議会ということで委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りして感謝申し上げます。それでは、着座にて失礼させていただきます。

まず、本日の審議会でございますが、今日は委員の委嘱、会長の選任、それと諮問書の交付、あと今後のスケジュール、それと審議の本題である、公立保育園の民営化についての基本的な考え方等について議事の中で諮ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、委員になられました皆様に対して、市長より委嘱状を交付いたしたいと思っております。こちらから順に参りますので、順次ご起立いただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、委嘱状の交付を始めたいと思っております。まず、新開委員からお願いたします。

【市長】 委嘱状。新開よしみ様。
国立市保育審議会委員を委嘱します。
委嘱期間は、平成27年12月22日から答申の日まで。
平成27年12月22日。国立市長、佐藤一夫。
よろしくお願申し上げます。

(委嘱状交付)

【事務局】 どうもありがとうございました。
さて、本日は委員の皆様、初めての顔合わせとなりますので、ここで各委員の皆様から簡

単な自己紹介をしていただきたいと思います。事前配付しました資料ナンバー1に名簿を添付しております。こちらが委員さんの名簿になっております。

恐れ入りますが、時計回りでよろしいですか。委員さん1人、お名前と所属等を1、2分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【委員】 東京家政学院大学で保育者養成をしております。幼稚園教諭、小学校教諭、保育士の養成を長らくしておりまして、また、実習担当もしておりますので、いつも幼稚園様、保育園様には大変お世話になっておりますし、特に国立市でも就職している学生がたくさんおります。私自身も子育て中に大変、今大学生の息子2人は保育園には大変お世話になりました。いろいろそういった親としての気持ちとか、それから学生たち、保育者たちの気持ちとか、保護者の気持ち、何よりも子どもの最善の利益を考えて、今後の審議を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員】 こんにちは。竹内幹と申します。一橋大学の経済学部の准教授をしておりまして、専門は財政学、公共経済学です。私自身、都内のほうでしたけれども、公立保育園で0歳クラスから6年間全部お世話になりまして、今、小一になりましたけれども、本当に保育園で子育てを教わったという面が非常に大きかったので、その辺は、保育園のありがたさというのが身にしみてわかっているつもりではおります。ここでも有意義な議論ができるかと思っておりますけど、どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 こんにちは。近藤と申します。私は、民生・児童委員のほうから自分の領域ということでも参りました。私も3人の子どもと今7人の孫たちがいるんですけど、たまたま今年はず育て支援部会ということをやっております、大変興味のあることなので、皆さんの仲間に入れていただきますことを光栄に思っております。よろしくをお願いいたします。

【委員】 国立市私立幼稚園PTA連合会の代表として参りました和田美佳と申します。よろしくをお願いいたします。現在、国立第五小学校に通う6年生と3年生の子どもと幼稚園の年少組の子どもがおります。私は、幼稚園PTA連合会の代表で出ているんですけども、上の子どものおときには保育園にお世話になっておりましたので、保育園に行っていたときのこととも考えつつ、また幼稚園、もしくは民営化の話なので、あまり幼稚園とは関係がないと思っておりますけれども、自分の子どものおときを思い出したり、幼稚園と保育園でどうなのかなということ審議の中で伺いたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 こんにちは。公立4園の保護者を代表しております川田と申します。私自身子どもが3人おりまして、上が、長男が小学2年生、2番目が、長女が年長、次女が現在2歳児クラスにおりまして、これまで8年間、保育園に通わせていただいております。8年間通わせていただいている中で感じたこと、また、これまでさまざまな活動を通したからこそ思うことを、この場で代表として発言させていただけたらと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員】 国立市私立保育園に長男を通わせております北島と申します。長女は2年生、今、市内の小学校に通っています。私も市内の私立保育園の保護者代表として、いろいろ意見があると思っておりますので、率直な意見を交わしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【委員】 国立保育園の園長の神田です。私立保育園長会の代表になりまして、そこから出るように言われて、お世話になります。よろしく申し上げます。

【委員】 小百合幼稚園の園長の川上と申します。次年度からは認定こども園の国立市の第1号ということで、今までは幼稚園をずっとやってきましたけれども、第3の政府が新制度にのっとった認定こども園、よい保育とよい幼児教育ということをあわせ持った新しい形になります。さまざまな問題はあるんですけども、国立市で子どもたちを育てたい、親になりたいという市民のために、また、うちの園だけではなく、全体で保育園も幼稚園も、子どもにとってよい場所として、国立市にたくさんの方が住んでくれるように、私自身も60年以上国立で育てておりまして、国立だからできることを子どもたちのために、もう後期高齢者に近づいているんですけども、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 こんにちは。国立の北から市民の代表ということでこの場に来させていただいております。私は25年ほど国立に住んでいる間に、2人の子どもが幼稚園に行きまして、学童に通わせながら仕事をしていたこともありますので、その中で保育園の子どもたちや保育園のご父兄の方などと一緒になって活動したりすることもありました。今の子どもたちを取り巻く環境も大分違いますし、認定保育園などと言って、去年初めて聞いた言葉だったんですけども、単純に近いからどこに通わせようと言っているところから、きっと皆さん、今、実際通わせている方や仕事をなさりながらの方とか、すごく悩みも多かったりすると思うので、そういうこともまた、私なども大分離れてしまっているのわからないことなどは、今通わせているお母様やお父様方から話をお伺いしながら、色々考えていきたいと思えますし、子どもが減っていく中で、国立に住みたい、国立で子どもを育てたいという人が増えていくのを第一に考えたいなというふうにはいつも思っておりますので、少しでも力になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 私は、国立の公立の矢川保育園の園長の江良と申します。よろしくお願いいたします。私自身も実は国立で生まれて育ちまして、年があれなので何年というのはあれなんですけれども、そして、国立に住みながら、子どもを公立の保育園に預け、今に至っております。公立保育園、私立保育園、そして幼稚園と、就学前の子どもたちということでは皆同じだと思いますので、国立市の子どもたちが皆よい環境で最善の利益ということで、いい環境を整えていくにはどうしたらいいかなというふうなことをこの場でいろんな意見を交わせたらいいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。事務局の紹介は後ほどさせていただきたいと思えます。

それでは、委員の各顔合わせが終わったということで、早速でございますが、会長と副会長の選出に入りたいと思えます。事前配付しました資料3でございますが、手元にありますでしょうか。後ほど資料を確認させていただきますが、こちらで、国立市保育審議会設置条例というのがございます。この条例の第4条第1項において、審議会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定めるとなっておりますので、これにより、10名の委員さんがおりますので、その中から互選で決定をさせていただきたいと思えます。

早速ですが、会長の選任について、何かご意見があればお伺いしたいんですけども。神田委員さん、よろしくお願いいたします。

【委員】 私は、新開よしみ委員を会長にどうかと思ひまして、推薦いたします。

【事務局】 ほかにご意見、何かございますか。よろしいでしょうか。今、新開委員に対して声がございました。

では、動議を諮りたいと思いますので、新開委員に国立市保育審議会会長として決定したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(拍 手)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、ここから会長のほうで進行をお願いしたいと思えます。

まず、こちらの会長席へよろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま行われました互選によりまして、私が本審議会の会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、副会長の指名をしてもらいたいと思えます。ここに先ほどの国立市保育審議会設置条例、資料3によりますと、副会長は会長が指名するという事になっております。私のほうから委員である竹内幹先生に副会長をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(拍 手)

【会長】 では、異議なしと認めまして、竹内委員を副会長に指名することといたします。竹内先生、何か。

【副会長】 よろしくお願ひします。

【会長】 会長、副会長が決定いたしましたので、改めまして、私のほうで議事を進めてまいりたいと思えます。まず、国立市長から本審議会に対し諮問を受けたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【市長】 それでは、諮問をさせていただきます。

国立市保育審議会会長様

国立市長 佐藤一夫

諮問書

国立市保育審議会条例第2条の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

1. 諮問事項

- (1) 公立保育園の民営化についての基本的な考え方
- (2) 公立保育園の民営化の方法について
- (3) 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
- (4) その他公立保育園の民営化に必要な事項について

以下、諮問事項については後で述べさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

【会長】 ただいま市長から諮問をいただきました。各委員には本日机上に配付させていただきました諮問書の写しがあると思えます。この諮問を受けまして、本審議会で審議いただくこととなりますので、内容につきまして、もう一度確認をお願ひいたします。

続きまして、市長より一言ご挨拶をお願ひいたします。

【市長】 皆さん、こんばんは。先ほど皆様からご紹介いただきまして、お子さんをお持ちの方、お孫さんをお持ちの方、実際子どもたちと接しておられるということで、本日諮問させていただいた事項についても臨場感あふれる議論が展開されるものと大いに期待させていただきます。

私自身も長男夫婦と今同居しておりまして、うちの中に孫が5人おりまして、8人家族と

いうことで、大家族の中でわいわいがやがや、にぎやかな、朝から晩まで楽しい生活を送らせていただいております。長男は今、高校の教員をやっているわけですが、彼は公立保育園でお世話になりました。次男は大学で教員をとっているんですが、これは私立の保育園でお世話になって、両方とも元気に健やかに成長することができて、現在に至っております。

国立はご多分に漏れず、少子高齢化の荒波にさらされておまして、人口減少化の傾向に沿って社会は動いております。今年になって合計特殊出生率はまた下がりまして、今1.24ということで、政府が打ち出している希望出生率の1.8まではほど遠いし、並行的に人口が推移するという2.07までは全くほど遠いというような状況下にあります。これも色々巷では言われておりますが、我々、基礎自治体の果たすべき役割というのは、環境整備、子どもが健やかに、そしてその前、健やかに育つ前に、ご婦人たち、或いは生涯に出産していただける数の環境づくりをまず果たさなければいけないということが大きな課題として背中にしよわされているところでございます。

さておき、子どもこれが伴わない限りは、なかなかこれからの人口減少に歯止めがかからないし、生産人口、或いはまちに活況を呼び戻すことができないということもありますので、皆様方に、この民営化、あるいは公立保育園のあり方をめぐっていろいろ議論される中で、かなり広範にご議論を賜ればありがたいのかなというふうに思っております。

結びに当たり、今日はちょっと謝罪をしなければいけないんですが、昨日の第4回定例会、市議会でございますが、深夜になった訳ですが、子どもで一議員の失言がございまして、陳情者の方の、婚外子という日常におけるある意味の区別、差別を受けるところに、なお、もう1つの塩をすりつけられたのかなというような発言がございまして、その当事者が議長職という大きなポジションにおったわけですが、昨日、やめる羽目になりました。先ほどどなたか委員さんのほうから、子どもの最善の利益ということを日常言っておきながら、そのような失態がこの庁舎内で起きてしまったことに対して、私自身も大いに恥じ入っており、これから二度とこのようなことがないように、私自身、職員一同、あるいは議会筋も襟を正し、皆様方とともに子どもの最善の利益のために、どう我々大人は行動すべきか。行政は、あるいは議会はどうあるべきなのかというふうなことで、先日16日の最高裁の判決を受けて、立法府の責任も大きく求められているところでございますので、私たちもその線に沿って頑張っていきたい。ぜひ皆様方の厚いご支援を賜ればありがたいというふうに思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ちょっと私、次の会に行かせていただきますので、きょうはここで失礼させていただきます。よろしく願い申し上げます。

(市長退室)

【会長】 それでは、次第に従いまして、議題1の審議会の運営について審議していきたいと思っております。事務局より、本議会の公開・非公開、並びに議事録の取り扱いにつきまして、先に定めておきたいと思っております。事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、今、委員の方々から自己紹介をいただきましたので、説明の前に、事務局の紹介をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。
まず、改めまして、子ども家庭部長の馬橋でございます。

【事務局】 どうぞよろしく願いいたします。

- 【事務局】 続きまして、児童青少年課長、田代でございます。
- 【事務局】 田代でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 子育て支援課長の宮崎でございます。
- 【事務局】 宮崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 保育・幼稚園係長、坂巻でございます。
- 【事務局】 坂巻です。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 保育・幼稚園係、石川でございます。
- 【事務局】 石川と申します。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 西保育園長、櫻田でございます。
- 【事務局】 櫻田でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 なかよし保育園長、小島でございます。
- 【事務局】 小島と申します。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 東保育園長、佐藤でございます。
- 【事務局】 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 私、子ども政策担当課長の松葉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。本日、事前に資料をお配りしていると思いますが、次第が差しかえということで、本日机の上に置かせていただいているかと思っておりますので、お持ちいただいた次第は破棄といたしますか、外していただいて、本日机の上に置いた資料をご用意いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、配付資料を確認いたします。資料ナンバー1、右上に資料ナンバーが書いてあるかと思っておりますが、国立市保育審議会委員名簿。資料ナンバー2、国立市保育審議会への諮問内容について。資料ナンバー3、国立市保育審議会設置条例。資料ナンバー4、保育審議会における審議日程（案）。資料ナンバー5、公立保育園民営化についての基本的な考え方について。資料ナンバー6、国立市保育審議会答申（平成22年3月）。資料ナンバー7、国立市保育計画（平成22年5月）のものです。続きまして、資料ナンバー8、保育所保育指針。資料ナンバー9、国立市財政改革審議会最終答申。資料ナンバー10、財政健全化の取り組み方針・実施細目。資料ナンバー11、国立市保育所待機児童数の推移等ということで用意しているんですが、本日は机上配付の中で、次第と一緒に資料ナンバー11の6ページ、6と入ったものが1枚だけ一緒にあったかと思っておりますが、こちらの資料ナンバー11、事前にお配りしました11の6ページ目をこちらに差しかえていただければと思います。よろしくお願いいたします。これが先ほど配付したもので、そのまま大丈夫ですので。ここまでで足りない方はいらっしやらないでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、参考資料ということで、参考資料、平成28年度特定保育施設等入所のしおり、オレンジ色のくにニャンが入っているものです。次が、国立市内の保育所ということでピンクの冊子で、H28年度版というふうに左に書いてあると思います。続きまして、第二次国立市子ども総合計画「自分らしく輝いて」というもの。それから、最後、ピンク色の冊子で、国立市子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から31年度まで設定しております支援事業計画。参考資料が4種類で、資料が11種類というふうに

なっております。よろしいでしょうか。

続きまして、こちらから公開・非公開のことについて簡単にご説明させていただきます。会議の取り扱いについてでございますが、本会議につきましては、公開ということにしてございます。また、会議録は要点筆記になりますが、各委員の方々に会議終了後、内容を確認していただいた後、ホームページにて公表をさせていただきます。また、審議中については、会議を写真撮影することがあるかと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より、本審議会の取り扱いについて説明をいただきました。

ここでお諮りいたしますが、本審議会においても会議を公開して、会議録を要点にて公表していくという点と、その会議録の取り扱い方法についてご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのように扱うこととさせていただきます。続きまして、審議会の今後の進め方について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料ナンバー4、保育審議会における審議日程(案)というものをご用意いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。当審議会、本日より7回の予定で審議内容、公立保育園の民営化についての基本的な考え方と公立保育園の民営化の方法についてというのを最大7回の予定で審議を進めさせていただきます。平成28年5月に答申をいただくというような流れになってございます。その後、8回、9回の2回で公立保育園民営化のガイドラインの作成についてご審議をいただきますが、大もとの2つの審議内容が早く終われば、繰り上げてガイドラインの作成に入っていくようなことでございます。ですので、上の2つは最大7回ですが、場合によってはもっと早い段階からガイドラインの作成についてということを審議いただきまして、全9回の中で、最終的には平成28年7月にガイドラインの作成(答申)をいただくというのが流れになってございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。事務局のご説明のとおり、本審議会はほぼ月1回から2回のペースで会議を進めていきまして、さまざまに審議を重ねていただき、答申は来年28年の5月と7月をめどとしていきたいということでした。このことについて何かご意見がございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

【事務局】 すみません、補足説明させていただきます。上の2つの基本的な考え方(答申)についてというのは、6回目ないし7回の間ぐらいで、素案ということがついた段階で、市民の方に対してパブリックコメントですとか、市民説明会を当審議会の主催ということの説明会等を開催することになります。パブリックコメントは特段立ち会っていただくことはないんですが、市民説明会の場については、審議会でも市民に対しての説明ということになりますので、その際は、委員の方々にも日程をお知らせさせていただいて、説明会にご出席をお願いするということがあるかと思っておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

【会長】 第6回と第7回の間ぐらいですね。

【事務局】 はい。

【会長】 市民説明会ということで、この会議以外にもお仕事があるそうですね。よろしいでしょうか。では、スケジュールについては特にご意見が出ませんでしたので、このような日程で進めさせていただきたいと思います。

今回の保育審議会で決定することは、諮問内容から公立保育園の民営化についての基本的な考え方、それから公立保育園の民営化の方法について、3点目が公立保育園民営化のガイドラインの作成についてとなっております。

それでは、議題2に移りますけれども、1点目の「公立保育園の民営化についての基本的な考え方について」ということを議題とさせていただきたいと思います。これにつきまして、国立市の担当からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、議題2、公立保育園の民営化についての基本的な考え方についてをご説明いたします。まず、こちらの公立保育園の民営化についての基本的な考え方については、諮問書の諮問項目(1)に当たります。こちらの内容につきましては、現在、お手元資料の資料ナンバー2、それとナンバー5をご用意ください。

それでは、資料ナンバー2でございますが、こちらにつきましては、諮問書の背景、目的の内容を説明させていただいていることと、あと、裏面になりますが、今後の大まかなスケジュールを示したものでございます。そして、資料ナンバー5でございますが、こちらでは本審議会を進めるにあたっての確認事項、そして進めるに至った理由、あと審議会の皆様に審議していただく、事務局で今検討している内容の審議の視点、そして、今後の審議の方向、視点、そして、国立市における保育サービスの現状分析をお示ししているものでございます。

それでは、資料ナンバー5で説明させていただきます。資料ナンバー5自体が諮問書をまとめているものでございますので、説明のときに読ませていただきますので、お願いたします。

まず、審議を進めるにあたっての確認事項でございます。こちらにつきましては、(1)国立市の子育て・子育ての考え方といたしまして、まず諮問書の中で、超少子高齢化・人口減少社会を背景に、将来の社会基盤を支える子どもを、従来にも増して“子は国立市の宝”と捉え、子どもの利益を最大限に尊重することとしております。そのためにも、子どもの健やかな育成と女性の社会参画への積極的な支援及び総合的な子育て支援の更なる取り組みを進め、“国立で育ち国立で子育てをしたいと思える街”を目指しております。こちらの諮問の内容につきましては、下の丸ついている第二次子ども総合計画、こちらは参考資料でございまして、参考資料の下の資料になるんですが、分厚い冊子になります。「自分らしく輝いて」というものになりますが、ナンバーがなくて申し訳ないんですが、こちらのページの、まず、この第二次子ども総合計画が国立市の子ども関連の計画の上位計画でございます。この中のちょうど見開き1ページ目でございます。その1ページ目に、計画の基本理念及び基本計画として大きく4つございます。まず1つ目が「わたらしい育ち」、そしてもう1つが「わたらしい子育て」となっています。

【事務局】 目次をめくっていただいて、第一章です。

【事務局】 第一章計画の策定にあたっての次です。その1というところ、1ページですね。こちらに4つ項目が基本理念として挙げられておりまして、まず1つが「わたらしい育ち」、2番目として「わたらしい子育て」、そして「わたしとわたしとのつながり」、「安全で安心できる暮らし」というのが基本理念としております。

そしてまた、国立市の子ども・子育てに関連するアクションプランとも言える形のものなのですが、こちらが平成27年度の子ども・子育て支援事業計画がございまして、ピンク色の冊子でございます。

【事務局】 製本したピンク色の冊子です。

【事務局】 これも参考資料という形で、こちらの31ページを見ていただけるとよろしいかと思えます。まず、子ども・子育て支援事業計画というのは、子ども・子育て支援新制度に基づきまして、平成27年度から31年度までの5ヶ年の国立市の保育・幼稚園、また子育てに関連するアクションプランを示した冊子でございます。この中で、31ページの下段の、図になっているんですが、こちらを見ていただきますと、まず、基本方針といたしまして、「子どもの参加を含む、社会のすべての構成員が協力し」とさせていただきまして、まず、「子どもの権利条約の遵守と子どもの最善の利益の実現」、そして、「良質かつ適切な保育・子育て支援サービス内容・水準の確保」、そして、「地域全体で子どもと親の育ちを支える仕組みをつくりだす」、「かけがえのない個性ある存在である子どもの姿を認めていく」、そのことによって、「子どもにやさしい・あたたかいまちづくりを目指す」ことを国立市の基本方針としてございます。

続きまして、また資料5に戻っていただきまして、(2)公立保育園民営化の検討を進めるに至った理由でございます。国立市においては、これまでも公立保育園の民営化というのが何回か議題に上がって検討されているところでございます。まず、それを踏まえまして、諮問書の中身でございます。

核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進み、これに伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、多様な子育て支援の充実、保育所の待機児童の解消などの子育て支援へのニーズが一段と増加しております。中でも待機児童の解消に向けて保育の受け皿の拡充は、国立市にとっても喫緊の重要課題として挙げられております。

平成22年3月の国立市保育審議会の答申では、子どもの豊かな育ちのために、子どもの最善の利益を優先的に考えるという点においては、幼稚園、保育園、公立、私立という立場での差はないとする中、これまでに公立保育園や私立保育園が果たしてきた一定の役割が確認され、市内全体の保育サービス提供における保育水準が担保されていることが示されております。

2ページ目をお開きください。また、平成25年8月に国立市財政改革審議会の答申が示され、その中で財政的見地からの保育園民営化の必要性がまとめられました。市はこの答申を真摯に受け止め、平成26年2月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、この具体的な目標スケジュールに基づき保育園民営化の検討を進めることとしております。

国立市は、今後、待機児童解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため、限られた財源の中において、公が提供しているサービスの役割を見直しなが

ら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があると考えております。

(3)でございます。これから検討していただく審議会での審議の視点としてまとめたものでございます。まず、これまでの保育民営化の検討を経た上で、今後進めるべき視点の確認でございます。これまで、まず、国立市保育審議会答申、こちらが資料ナンバー6でございます。保育審議会答申という冊子、資料ナンバー6にございまして、こちらの3ページ、1枚目開いて、2枚目、3枚目です。ページ3、こちらの下から11行目、段落が2つ分かれている11行目です。「公立保育園と」というところから始まるものがございまして、こちらのところに公立保育園、私立保育園の一定水準の保育実績というものが、こちらの答申の中で確認されているものでございます。

そして、もう1つ、1個下の段になりますが、国立市財政改革審議会の最終答申、平成25年8月に策定されました、資料ナンバー9番でございます。こちらの28ページになりますが、ページの左側28ページ、その中段に⑤-2-(1)保育園という項目がございます。こちらで財政健全化の取り組みの視点で、国立市において保育、子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくためにも財政健全化により得られた費用を、待機児童対策等の子育て施策に振り向けていく必要がありますとこちらで示されてございます。

こちらの財政改革審議会の答申を踏まえて、市で財政健全化の取り組み方針、そして、その実施細目、これは平成26年2月ですが、資料ナンバー10でございます。こちらの23ページ、右手のページになるんですが、具体的方策の実施細目19という項目にございまして、こちらが財政改革審議会の答申を経て、市が財政健全化の取り組みの方針・スケジュールを示しまして、保育園民営化についての検討を進めることと市のほうとしてございます。

今、ご紹介した資料、また、今までの経過から、これまで財政健全化による財政面での検討というのは既に行われていると考えております。ですので、改めて保育サービスの経費等をこちらの審議会で検証していくのではなく、こちらの審議会では、“子どもの利益を最大限に尊重すること”というのを大前提にさせていただきまして、現在、市が抱えている保育課題を解決するため、そして、民間の力をどう取り入れることが保育にとって望ましいか、また、国立市がどういった保育サービスを目指していく必要があるのか、また、諮問内容に沿って審議を進めていただく必要があるということを考えてございます。事務局では今回の審議会でご検討いただけたらというふうに考えてございます。

そして、3ページ目でございます。こちらのほうは諮問書ということで、今後の審議の視点ということで、今後、待機児童解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めていくため、限られた財源の中において、公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があります。

については、地域の子育て支援を充実させるために、民間活力を取り入れた保育環境を構築することとし、公が果たすべき役割を明確にした上で、「公立保育園民営化」に向けて基本的な考え方や方法、ガイドラインの作成の検討を行い、最終的な方針をまとめるため貴審議会に諮問するものです。というように目的等を諮問書でうたわせていただ

いております。

まず、こちらの今までの視点のポイントでございますが、待機児童解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため。そして、公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する。こういったことを審議会において基本的な考え方を踏まえて皆様に審議いただけたらと事務局としては考えてございます。以上です。

引き続きまして、国立市の保育のサービス現状分析についてご説明します。

【会長】 これまでのところで、事務局から説明していただいた公立保育園民営化についての基本的な考え方についてですけれども、何かご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。ご質問でも結構です。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【事務局】 補足よろしいですか。

【会長】 はい。

【事務局】 資料5で一番初めに、諮問内容に関わるんですが、市がいわゆる保育サービスをどう目指すか、ビジョンみたいなものがまずどうなのかという視点があるかと思っております。ただ、先ほどお示ししたのは、市の子育て支援全体の話がこちらの子ども総合計画とアクションプランになります。これを全部読み込むのは大変だと思うので、先ほど理念的なものをご紹介したということです。今現在、こちらの第三次子ども総合計画をついているので、市が何を狙っているのかというのをもうちょっとわかりやすく今ついているところで、今、素案ができたので、次回にまたお示ししたいと思っています。よく言われるのが保育のビジョンというんでしょうか、そういったものがどうなのか。これから議論が進むと思っておりますので、まず、そこら辺まで提示させていただいたということと、それとあと、後ほど出てきます、保育所保育指針というのがあります。これは通常の実際に現場でいろいろな保育の基準、こういったものがあるかということで、これは後ほど説明します。そういった中で、まず一番初めにビジョン的なものを、今あるものを示したということでございます。

それと、資料のほうで(2)、(3)というのは、事務局として、民営化の議論を進めるに当たって、視点や方向性を定めたいということでお示ししたということで、2ページ目の(3)では、財政健全化という1つの財の方向の議論がされた。その前に、平成22年の保育審議会の答申というのが出ました。それが資料ナンバー6の国立市保育審議会答申で、これは平成22年3月ですが、ここでかなり公立保育園、あるいは私立保育園、それぞれのあり方、メリット・デメリットという言葉は余り使いたくないんですが、そういったところをかなり審議していますので、きょう終わってから熟読していただければと思います。

それで、一定のそれぞれ役割を確認したというふうになろうかと思っております。その経過を市としては受けながらも、一方では財政健全化ということで、やっぱりこれから保育ニーズだけではなくて、子育て支援のいろいろな施策をしなくてはいけない。その中では、財を効率よく使っていくというのが1つ命題になっています。これは市全体の話でございます。それが先ほど説明した財政改革審議会の答申と市の実施細目ですね、とい

う流れで来ています。そこは財政の視点だけの議論ですので、それはその話で到達しているということでございます。それを受けて、今回ここで、もう少し、じゃあ民営化で何を指すのか、民営化することで何が保育サービスの向上につながるのかとか、それをもう一度、今、公が行っている保育サービスをよく確認して、なおかつ民営化とはどうなのということで、それで議論を進めたい、事務局としてはそういう趣旨でございます。そういったことをご説明させていただきます。

【会長】 江良委員、お願いします。

【委員】 今、お話がありました資料6のことなんですが、この中で、4ページの保育の質を落とさずにサービスを拡充していくという点では、公立も民間も同じように「保育の質は」ということで確認されていると思うんですが、その下の環境の整備は社会全体の責任であり、それを支えていくためには、公共ができる限りのバックアップする必要がある。国立市の未来のための投資でもあり、とりわけ保育事業については優先されるべき事項に位置づけることこそ、国立のあるべき姿というふうにありますので、財政的な部分でこのことだと思いますが、重要なものであるというふうなことは確認されていると思うんですね。

そのところで、3番目の国立市の保育をめぐるその他の論点というのが7ページ目にあるんですが、この中で、1つ目が公立保育園の民営化について挙がっていますが、やるべき課題として出ていることだと思うんですね。その次の保育園と幼稚園が定期的・継続的に協議する場についてというふうなことがなされてはいませんよね。先ほどもお話ししましたように、公立保育園がとか、民間保育園がとか、幼稚園がということではなく、就学前の子どもたち、乳幼児がどのように国立市の中で育っていったらいいかということでは、こういうことはずっとやっていかなければいけなかったことだと思うんですね。このことについてはちょっとどうかな、されていなかったのではないかというふうに、事務局にもとても近いのでわかるんですが、そういうふうなことをしていくほうが、こういう場においても有意義な話し合いができたのではないかなというふうには思うんですね。

【会長】 今、江良委員からご説明のあった、平成22年の審議会の答申の中で提案されていた幼稚園と保育園が定期的・継続的に協議する場というものが、22年度に答申されているにもかかわらず、これまで行われていなかったのではないかというご発言で、今後、こちらの審議会としてもそういったことを、民営化とあわせてそういう場を持ったほうがいいのではないかということによろしいでしょうか。

【委員】 はい。よろしく申し上げます。

【会長】 川上委員、お願いします。

【委員】 実態的なことが何もわからない。つまり、過去5年とか10年の公立保育園を含め、国立市の幼児人口と対比させて、何か資料的なもの、どこを見ればわかるのか。やっぱり子どもたちが何人いてということで施設の対応、それが目的ではないとは思いますが。

【会長】 わかりました。次の国立市における保育サービスの現状分析についてという、資料ナンバー5の続きでご説明いただけますでしょうか。では、川上委員からこのような意見が出ましたので、よろしくお願いたします。

【事務局】 続きまして、説明、資料5の2、国立市における保育サービスの現状分析についてということで、こちらを、実際の細かい数字は、また今後、ご提示していきたいと思っておりますので、本日の資料といたしましては、数字的なものとしましては待機児童数等の推移ということで、資料ナンバー11をご用意させていただいております。それに基づきまして、またご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、戻りまして、資料5の保育園の役割と現状というところで、皆様ご承知の点ではあるかと思っておりますけれども、再度確認ということでこちらを読ませていただきたいと思います。「保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設と位置づけられている。保護者が就労等の理由により保育にあたれない子どもを日中保育し、これを通じて保護者の労働権をも保障するという役割がある。同時に、保育所保育指針においては、保育所は養護と教育を一体的に行うものとされ、幼児教育を担う施設である。」ということで、こちらは本日お配りさせていただきました資料ナンバー8ですけれども、資料がたくさんありまして、まことに申しわけないんですけれども、こちらは厚生労働省が出しております「保育所保育指針」に基づきまして、このような形態で保育業務に当たっているという形になっております。

また、国立市内の保育所等につきましては、本日資料としてお配りさせていただきましたピンク色の「国立市内の保育所」、こちらで若干市内の保育所がどういった形態であるのかというのを、実際の個数だったりといったところをご紹介させていただきたいと思います。ピンク色の「国立市内の保育所」をめくっていただきまして、2ページ目のところに、まず、市内の保育所一覧が載っております。こちら、公立・私立という形で分類させていただいております。公立につきましては、なかよし保育園、矢川保育園、西保育園、東保育園という4園で構成されております。

また、私立保育園につきましては、来年の4月に向けまして、実際、今の状況でいきますと、来年4月開所も含めまして、10施設ございます。実際に、頭の春光保育園さんから国立あおいとり保育園、こちらの8保育園につきましては、今、現在保育園として運営等しております。今後、小百合学園様、さゆりNurseryさんは認定こども園という形で、先ほど説明がありましたように、来年の4月から認定こども園という形で、小百合学園様は平成27年から認可保育所という形で運営しております。私の説明がちょっと間違った点が、平成28年4月からというのは認定こども園という形で、幼保連携という形での形態で運営をしていただく予定となっております。また、仮称という形で中央線高架下保育園、こちらが来年の4月開園ということで今準備を進めております。こちらが実際含まれまして、計10園という形での保育園が市内で運営をしていただいております。

こういった保育園、公立・私立も含めて、また家庭的保育事業所ということで、2ページ目の下のところです。Child*Nutsさん、ひよこマールームさん、パピーさんと、また認証保育所でさくらっこ保育園、こぐまこどものいえという形で市内の保育所全般を担っております。

全体の地図につきましては、ピンク色の34ページのところです。最終ページになります。こちらに全体の大きな地図で起こさせていただいております。このような形で各保育施設が配置された中で、国立市の中で運営等させていただいております。

また、各施設の園の方針だったりとか特徴につきましては、それぞれこちらの保育所の案内にも記載させていただいております。こちらは児童青少年課保育・幼稚園係の窓口、並びに保育所等で必要な場合に配布等をさせていただいております。

5 ページ目から各保育園様の概要等を明記させていただいております。保育の方針とか園の特徴、定員から始まりまして、実際にこちらのほう、各保育園でいろいろと、内容等は若干違っておりますが、春光保育園様につきましては、保育の方針ということで、一人ひとりの子どもに愛情をもって働きかけ、保育士と子どもの信頼関係を確立するという方針を立てております。また、園の特徴などとしては、健全な育ちを願って子どもを中心に、父母、保護者が協力し合う体制をとっています。

また、国立保育園様につきましても、保育の方針ということで同じように6 ページ目、保育の方針、園の特徴。それ以降、和光保育園様が7 ページ、あいわ保育園様のほうが8 ページ、9 ページが向陽保育園様、10 ページ目があゆみ保育園様、11 ページが北保育園様、12 ページがあおとり保育園様、13 ページが中央線高架下保育園、14 ページ目がなかよし保育園、これ以降が公立保育園4 園になります。15 ページが矢川保育園、16 ページが西保育園、17 ページが東保育園という形になっています。先ほど私のほうでちょっと説明を間違えました認定こども園、小百合学園様につきましては、19 ページ目に書かせていただいております。こちらが認可保育園という形で、あと認定こども園という形でこちらに明記をさせていただいております。20 ページ以降につきましては、家庭的保育事業所等の内容となっています。

以上が各保育園様の特色だったりとか、保育方針というところを記載させていただいております。各園で、今、国立市内のお子様を保育するという形で続いております。

実際、数字的なところでどうかというところでは、お子様の入所数とか、待機児童数等をお話しさせていただければと思います。資料ナンバー11をご確認お願いいたします。こちらで市内の保育所待機児童数の推移を示めさせていただいております。旧定義と新定義という形で、こちら、保育の方法についてカウントの仕方が変わりました、この表現になっております。新定義というところの内容につきましては、旧定義の児童というところで、認証保育所・保育室に入所しているお子様、特定の保育所のみ入所申し込みをしている、第1希望を保育所等にされている方を、児童数を除いた児童が新定義という形で、こちらの数字のカウントなんですけれども、待機児童の中で要件の内容を区別させていただいた中で、こちらを表記させていただいております。定義についてご説明をさせていただきますと、こちら平成20年の各年、4月1日を基準にしまして、数字を出させていただいております。平成20年で実際に待機児童数が56名おりました。続いて、21年は95名、22年が108名、23年が111名、24年が119名、25年が97名、26年が88名、27年、今年が119名という形で、こちら右側にグラフで表示をさせていただいておりますが、年々待機児童数が増えていっているというのが現状としてこちらにあらわされております。

あと、年齢的なところでいきますと、こちらの中で、やはり0歳、1歳が一番多く待機児童数があるということが、こちらの表の中で確認がとれるかと思っております。実際に、3歳、4歳、特に4歳児以上につきましては、こちらに明記させていただいているように1桁の数字という形での待機児童数となっております。

続いて、めくっていただきまして、2ページ目、こちらですけれども、今、待機児童数をお話しさせていただきましたが、実際、市内の保育園で年度別年齢別の定員数がどういう形で推移しているかというところで数字を出させていただいております。

実際に平成22年度から、待機児童数等のこともありまして、各年、定員数を、平成22年度が右端の計で1,105名であります。23年度、24年度が1,110名という形で上がっています。実際に平成25年度以降が数字が伸びまして、平成25年度につきましては1,169名、26年度につきましては1,180名、27年度につきましては1,213名という形で、表の下に各園の定員の変遷が、こちらに状況として明記させていただいております。

こちらの2ページ目の部分について、実際に棒グラフで3ページ目に表記させていただいておりますが、先ほどお話ししましたように、平成25年から数字を増やすという形で、こちらの数字で見ていただいても、待機児童の対応ということで、こちらの定員数が伸びているという形になっております。

続いて、4ページ目に移らせていただきます。4ページ目につきましては、園別の年齢別定員数及び入所児童数ということで、こちら平成27年4月1日現在で数字をつくらせていただいております。こちら各私立保育園、あと公立保育園ですね。各0歳児から5歳児までの合計の定員数、あと在籍数です。こちらの在籍数が、この表の右から2番目のところが実際の在籍数という形になります。定員数の計が右から3番目の数字となっております。こちらは定員が変わるという形で、充足率という形でパーセントで、実は右端でどのぐらい定員より各園で受けていただいているかというところを、こちらに明記させていただいております。

また、下段の表につきましては、年度別年齢別入所児童数ということで、こちらは各年度で4月1日現在の各年齢児での入所児童数を明記させていただいております。こちら先ほどの定員等の増も含めまして、このような形で入所児童数も平成21年度以降から全て増という形で、実際に26年度だけこちら前年度より落ちておりますけれども、こちらの入所児童数で推移した形での全体の数字となっております。この内容については、棒グラフでも示させていただいているとおり、5ページ目でも、年度別年齢別保育施設定員数の推移というところで、実際に増やさせていただいているところ、カラーではなく、ちょっと見えづらいんですけども、下の棒グラフから0、1、2、3、4、5歳という形で順番になっております。こちらですけれども、先ほどの待機児童数等も含めまして、0、1、あと2歳が数字のほうを増やすという形で推移しているというのがわかるかと思えます。

続きまして、6ページ目です。本日お配りした机上のものが差しかえという形で、こちらに基づきまして、お話をさせていただきたいと思えます。何が直接、事前に配付した資料と違うかと申しますと、認可保育園の建築年等で、こちら設立年が、園舎の建築年しか載っておりませんでしたので、実際に、各保育園様がいつ設立されたかとか、その年が表記されていなかったものですから、そちらを追記して入れさせていただきました。また、さゆりNurseryさんのところが最初の資料に入っておりませんでしたので、こちらに入れさせていただきました。

市内認可保育園の建築年等一覧につきましては、こちらなんですけれども、園舎の建築

年度につきましては、ちょうど真ん中のところが各園の建築年になっております。こちらは耐震だったりとかの工事ということで園舎を建てかえたりとかということで、各保育園様について、私立保育園様については、特に最近ですね、直近で新たに建築をされたということになっております。ただ、実際に設立年というところで行きますと、公立保育園よりも先に私立保育園様が設立して、保育業務、保育運営をしていたというのがこちらで示させていただいております。

また、右の表が、今度は国立市内の待機児童数のところで、地区でどのような割合があるかというところを示させていただいております。実際に、こちらなんですけれども、平成27年7月1日現在で0歳から3歳までのお子様について、各国立市内の居住地別で分けさせていただいております。特に、2桁でそれぞれの数字で多く出ているのが、こちらの表にも記載させていただいているように、富士見台と谷保地区が0歳児が2桁で特に多く、実際に合計で行きましても各地区よりも、各地区は20名程度でおさまっているところが、30名を超えているという状況であります。全体のグラフの内容につきましては、下段のグラフがこういった形で他の地区と比べまして待機児童数が多いというのが、こちらで表記させていただいております。こういった現状も含めまして、今後、本日お配りさせていただいた国立市保育計画、資料ナンバー7です。従前、平成22年の保育審議会の答申等で出た中で保育計画を策定させていただきましたが、こういった流れの中で、今、待機児童数の解消、また、保育サービスのニーズも含めまして取り進めているというところで、資料のご説明を終了させていただきたいと思います。

【事務局】 補足よろしいですか。

【会長】 はい。

【事務局】 今回の資料の6ページ目です。差しかえた資料ですけれども、建築年をお示ししたんですけれども、設立年、本来、先ほど川上委員さんからお話で、説明が欲しいということだったんですけど、これまでどういうふうに公立、私立がつくられてきて、どういう背景があるのかなというところを、ほんとうはもっと具体的に説明したいところなんですけど、まずは、こちらの6ページ目で見ただくと、例えば年数でいったところの上から3段目、和光さん、昭和29年設立年、春光さんが昭和25年設立年、比較的歴史が深いと思います。できれば園の沿革に当たると、その背景がわかると思うんですが、まず、そういった古い歴史があると。その中で、まず、公立が、上からいくと、なかよし保育園、昭和41年、矢川保育園が昭和46年、10年後にその2段下で西保育園、東保育園が50年、53年、いわゆる公立保育園ができてきています。これはどういう背景かと申しますと、なかよし保育園は富士見台団地ですね。この建設に伴って、住宅公団が設立したもので、当時は国立町でした。そういったところが買い取る形で保育所設立を訴えたということだと思います。その後に矢川保育園、これは矢川団地の1階に設立したもので、これは都より市が借地したと。団地がつくられてきて、それに伴って公立の保育所ができてきた、そういう経過だと思います。

その後、昭和50年、53年、私立で言えば国立保育園さんが昭和32年です。これも歴史が古いと思います。公立のその後、西保育園、東保育園、これはいわゆるベビーブームですね。ベビーブームって一概に言えないと思うんですが、保育需要が高まってきて、何らかのいろいろな取り組み、これも細かな話をすればまたあると思うんですけれ

ども、そういった流れの中で公立保育園ができてきたと。それぞれの私立保育園の歴史、あるいは公立のそういった背景、あわせて現在は全体での保育需要、先ほど説明したような待機児の問題が出てきたと。待機児についてはもっと歴史が深いと思うんですが、そういった流れの中であったと。ですので、各保育園がどういう取り組みをしてきたのかと、そういったことをご説明できればいいんですけど、とりあえずこういった基本的な情報をお示ししたということでございます。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。国立市にある保育所について、資料をもとに待機児童についても現状についてご理解いただけたかと思いますが、今のところで何かご質問、ご意見ございますでしょうか。お願いいたします。

【委員】 ちょっと基本的なところを伺います。今日はどうしてこの審議会をやったか。諮問のこと、いろいろ内容を聞いたり、それと現状は、公立、私立がどんなにあるかというのがわかったんですけど、公立と私立保育園の差とか、それから、私はそういうことがよくわからないので、何で民営化するかということが、これから進めていくんでしょうけど、たまたま私、この審議会のことをやるという話をしたら、ある方が、江戸川区では十何年前からとても画期的な保育システムを区全体でやっているという話があるんですね。だから、子どもの話とかいろいろ出ているので、そういう資料もいづれまた、近隣ではどういうふうになっているとか、時代の流れで、子どもはどうなっているとか、そういうことを私も知りたいと思うし、公立保育園、私立保育園というのは、もし自分の子どもを保育園に入れるときには選べるんですか。それとも公立へ行きたいとか、私立へ行きたいとか、そういうことを言えるんでしょうか。どうなんですか。それでその差がどういうふうな、ただ、職員が市の職員であるということと、その差がよく私はわからなくて、こういう審議するのに基本的なことがわかっていないんですけど、教えてください。

【会長】 お願いいたします。

【事務局】 まず、基本的に認可保育所というのが児童福祉法によって定められた、今までは保育に欠けた児童に対する保育施設。それが27年度から保育に必要な方への保育施設というふうに位置づけられています。認可保育所というのは、国が定めた広さであるとか、職員の配置基準、こういったものを満たしたところが認可保育所ということになっております。国立市においては、先ほどもご紹介あったとおり、27年度においては、4つの公立保育園と9つの民間保育所、こちらが直営の公立保育園については市が直接やっている。そして、私立の保育園については市が委託する。じゃあ事業主体は誰かということ、国ではなく、市町村が保育設立を事業主体という形になっております。

そういった中で、まず、保護者の方にとっては、駅に行くのに便利であるとか、ご自宅の近くで安心してお子さんを預けたいというニーズのもとに希望園、入所の申し込みの際に希望を書いていただく形になります。その中で、今は、残念ながら待機児童が多くいるという状態なので、皆様の就労の状況であるとか、そういったものから加味して、ポイント制で順番を決めさせていただいています。その順位に基づいて第1希望から、国立市で言えば第13希望までお書きいただけるという形で選んでいただく形になるので、ご希望に、一番最も状態としてはフルタイムでご両親が働かれているという方ということになるとポイントが高いであるとか、ひとり親でやむを得ず働き手が1人の

中でやっていらっしゃる方はポイントが高いであるとか、そういった中で選んでいくので、ご希望の園に入れるかどうかというのはポイントで決まってくるものという形に今はなっていると。そこに公立、私立の区別はございません。

【会長】 保育料についても。

【事務局】 保育料につきましては、認可保育所は、国立市で一括して徴収しております。こちらの理由は、まず、市で先ほど言ったように待機児童がいるせいもあるので、利用調整をさせていただいているということもありますので、そういった点から、市が所得に応じて、全部で20階層以上あるんですが、今、手元になくて申しわけないんですが、そういった中で生活保護の方であればゼロ円、所得が数千万円あるという方であれば、という形で分けさせていただいています。最高額でいいますと、現在、標準時間という11時間保育を基本とした3歳児までのお子さんであれば、月額4万9,500円。オレンジ色の「特定保育施設等入所のしおり」の12ページでございます。ここに保育の2号と3号、2号というのは子ども・子育て支援法でいう3歳から5歳までのお子さんですが、3号というのは0歳から2歳までのお子さんを指しております、そこで今年度導入された標準時間という11時間の方と、それと短時間保育という8時間以内のご利用の方で料金が分かれています。今、お話しさせていただいたのは、3歳児未満の標準保育の方の最高額が、所得税が60万4,000円という税額に応じて、一番高い方が4万9,500円という形になります。そして、階層で分かれています、A階層、B階層という非課税世帯があったり、生活保護世帯であれば0円という形で大きく分けさせていただいている状況でございます。

【会長】 近藤委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。またいろいろ教えてください。

【会長】 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

和田委員、お願いいたします。

【委員】 今のご質問とちょっと関連するんですが、今後、民営化のことについて議論するのであれば、他の市町村の民営化の実績ですとか、あるいは実績と言っても、幾つか論文とか読んだんですけれども、金銭的には当然成功するんですけれども、実際の保護者の方の声ですとか、あるいは保育士さんの声とか、そういったものが、ちょっとうまく言えないんですけど、公平な視点で、民営化が嫌だと思っている人が書いているのか、民営化したいと思っている人が書いているのかによって温度差が出てしまうので、公平な視点でまとめてあるものというのがもしかしたらないかもしれないんですけど、ちょっと資料が、やはりインターネットとかで集めるだけだと偏ったものになりがちなので、できれば市の方で幾つか、今、おっしゃられた江戸川区のような先進的な取り組みをしているところとかを、あればそういうのを紹介していただきたいですし、逆に民営化に、ちょっと言い方悪いですけども、失敗してしまったところがあれば、それもまたご紹介いただければ審議の参考になるかと思えます。

あと今回の資料の量が莫大で、数日前に送られてきたので、すごく一生懸命全部読みましたけれども、例えば22年の資料なんかは先々週でも送られたんじゃないかなと思うので、資料をもうちょっと早くいただければというふうに思います。読むだけで精いっぱい、読んだ後に何か考えるという余裕がなかったので、それをお願いしたいと思

ます。

あと2点質問したいことがあるんですけども、1つは、資料ナンバー11の4ページの園別年齢別の入所児童数の定員充足率というのを拝見しますと、公立4園で100%を超えている園はなく、私立では100%以上というふうになっているんですけども、これはたまたま東保育園、西保育園、矢川保育園が位置的に不利な場所にあるために、ほかの園に入れなくても、こちらの園を希望されないということなのか。公立だと、どうしても何か100%を超えてはいけないという縛りというか、そういったものがあるのかというのを伺いたいのが1点と。

もう1点は、今後の審議の視点というところにある、諮問書の中にある、公が果たすべき役割を明確にした上でというふうにあるんですけども、今、市がお考えになっている保育園における公が果たすべき役割というのがどんなものかというのを伺いたいと思います。お願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。まず、他の市町村等の保育園民営化についての成功例、失敗例などの事例について、今後ご準備いただきたいということで、ご要望ですので、よろしくをお願いいたします。

【事務局】 はい。

【会長】 2点目ですが、資料の送付を今後できるだけ早く送っていただくということも要望として出ましたので、そちらもよろしくをお願いいたします。

質問ですけども、まず、資料ナンバー11の4ページの定員充足率について、なかよし保育園さんは100%ということですけども、東、西、矢川の保育園さんについては94、98、95と定員を満たしていないのはどういった理由なのか。私もこれちょっと気になっていたところで、後でご質問しようと思ったんですけども、こちらはどなたに説明していただくのがよろしいですか。

【事務局】 はい。じゃあよろしいですか。

【会長】 お願いいたします。

【事務局】 まず、定員の充足率のことについてなんですけど、4月1日の在籍数となっているんですけど、各保育園さんが、東京都が保育所の認可者であるものですから、そこに定員数というのを登録する形になります。その定員数に基づいて平米数、そして職員の保育士の従事者の数というのが決まっています。例えば0歳児であったら3対1、1歳児であったら5対1、こういった形で基準を満たしていく形になるんですけど、まず、私立保育園の充足率が増えていくという中では、4月1日現在は、まず初年度、定員どおりに、例えば春光保育園さんが125名であれば、そのまま125名というのを入れたとします。その後、5月以降についてなんですけど、施設に余裕があった場合、また職員に余裕があった場合に、一定程度の弾力化ということで定員を20%まで受け入れることが可能とされております。この数字というのは、当初から、4月から適用することは不可能なんですけど、このまま子どもさんが、そこで弾力化で20%増やしました。1年たちました。その子たちがまだ卒園しないという場合、持ち上がったります。持ち上がった場合に、定員を超えても、その場合には4月から受け入れ人数として入れてこなくてはならない人数であるので、そのまま固定化してしまいます。

これは園とのやりとりなんですけど、厚生労働省から言わせると、一定程度定員を受け入

れているということであれば、定員の変更というのは促されるというものになっております。例えば125名に対して132名であれば、それが常態化するのであれば、今後は132名にしなければいけないということになってまいります。そういったのを、例えば待機児童数などがありますので、国立市の事務局との話し合いの中で、ここまでは受け入れられますよ、ここまではできるよという相談のもとに、なるだけ入れていただいているという状況がございます。

次に、公立保育園なんですが、公立保育園は職員が公務員ということがございまして、市全体の定員管理計画にひっかかってまいります。その中で、施設的に定員が108名であれば、108名以上入れることができません。というのは、急遽職員をそのために増やすということはなかなか難しいということがございますので、そういったことを踏まえると、100名が100%であって、それよりも下がるということは、退園とかされてしまったり、引っ越しとかされてしまうと、そのままの人数が生きてきてしまうということもあります。そういったことがこの表から読み取れる内容だと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【事務局】 諮問書で、公が果たすべき役割を明確にした上でということ、これからまさしく次回以降、議論していただきたいと思っておりますが、今、公立保育園がありますと。では、公でないといけないもの、あるいは公が果たすべきもの、じゃあ民でかわれるのかどうか、かわれないのか、そういった議論をまさしくしていただきたい。今のところ、よく一般的にいろいろなところの情報を入手すると、例えば、一般論としては、今、現状として公立保育園があります。事務局があります。そうすると、この近い間柄で、公立でやっているいろいろな新しい取り組みだとかを含めて、話し合いが民よりも近い位置でできる、連携できる、例えばそういうこともあると。じゃ、それが公に求めるべき内容なのかどうか、これはこれから議論していただきたいと思っております。あと、待機児の問題にしても、例えば災害時にしても、公共が果たすものというのがありますよね。命の問題、あるいは支援の問題、課題ですね。そうすると、どこまで入り込んで、公が税金を使ってそれを投入するかということやると、災害時に何らかの民間じゃできないことを公共がやりましょう、公立保育園を使ってやりましょうとか、そういったいろいろなもろもろがあると思うんです。ただ、それを一つ一つこれから議論していただいて、まさしくどこまで公でやるべきかというのを諮った上で、じゃあ民でやったほうが効率的にできるね、あるいは民に任せられるねというふうな見方ができるのかなというところがございます。まだ今の段階では、また、状況に応じて資料をお示ししたりしていきたいと思っております。

【会長】 2つ目の質問も同時にお答えいただきましたけれども、ご納得いただけたでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 すみません、1つ目の質問の充足率の話ですけれども、ということは、4月1日の段階では公立も私立も両方とも定員どおりをとっているという理解でよろしいですかね。

【事務局】 とっているんですが、前年度でお預かりしたちょっとオーバーフローな部分について、定員の変更をしないまま過ごす保育園もあるということがありまして、どうしても、受け入れはできているんですけど、基準どおり体制はできているんですけど、定員変更を

行わないままの園もありますので、そういったところにこういったことが出てくるだろう。

【会長】 それがまた、2ページにある整備状況のように、実際に受け入れがオーケーということで定員が私立は増えてきたという流れも重なっているんですか。

【事務局】 はい。そして、平成23から27年の整備状況なんですが、こちらは主にどうしてこういうことができたかと言いますと、耐震の工事であったり、あと建てかえですね。そういったものを進めていく中で増えていくような受け入れをお願いして施設をつくらせていただいたところ、そうすると、改修だけで、例えばプレスが入ってしまったり、そういったことで平成24年10月1日で和光保育園さんなんかは逆に定員が減ってしまっているというところも出てきているということです。

【会長】 わかりました。そういたしますと、民営化に至った場合には、公立の保育園でもわりと弾力的に受け入れが可能になるという理解でよろしいでしょうか。待機児の受け入れが可能になる。

【事務局】 施設の限界とか、職員の配置状況の中で。はい。

【会長】 わかりました。ありがとうございました。

竹内先生、お願いします。

【副会長】 1番目の恐らく和田委員の質問は、100%下回っているところの話を聞いているのに、100%を上回ることもあるんですという回答は違うので、100%を下回るのはどうして、どういうことが起きているんですかというような質問で、私も知りたいです。

【事務局】 わかりました。そうすると、ここで公立保育園で100%下回っているところということで。

【副会長】 というのが質問だったはずですよ。

【事務局】 ごめんなさい。そうすると、よくあるのが、3歳児、5歳児については、全体の待機児童数がゼロであったり、少ない数であったりするので、地域性で公立保育園がそこでマイナスになることもあります。

【副会長】 わかりました。そこで、例えば矢川保育園さんと5名あきがあるのは恐らく。

【事務局】 幼児クラスですね。

【副会長】 そういうことなんですね。なるほど。

【会長】 他に意見、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 平成22年の保育審議会の答申の中で、「公立保育園の民営化については、在園児やその保護者、職員等への影響について詳細に調査研究し、関係者の声を丁寧にと聞き取る等、十分に配慮がなされる必要があります。」というふうに記載がありまして、公立保育園4園ですけれども、保護者会というのがありまして、さらに保護者会の中で4園集まって、保護者同士、意見を交流する場があります。その中で、年に1回必ず公立保育園に通わせる保護者の声というのをアンケートでとって、それを要望書として当局に提出して、またその回答に対して話し合う懇談会というのが必ず年1回開催されています。その中で、今年度は民営化について、結構ずっと財政審議会のときから出ていますけれども、公立4園案というところによる民営化への質疑項目について、公立保育園の存続を希望する声が多数を占め、逆に民営化による人件費の単なる削減をすることで保育の質の低下につながるのではないかという不安の意見がありますという要望

に対して、民営化については、今後、保育審議会に諮問し、審議していただき検討しますという回答だったんですが、それ以外にも民営化については、全て保育審議会に諮問しという形の回答だったんですね。なので、第1回審議会が終わった後、この資料が公開される形になったときに、恐らく保護者は「えっと」いうふうに思うと思うんです。これまで不安な声が多くなる中、いきなり進んでいる、ガイドライン作成まで書かれてしまうということは、関係者の声を丁寧に聞き取るなど十分な配慮がなされていないのではないかなというふうに思ったのが1点です。

もう1点が、諮問書のところで、今後の審議の視点というところで、公が提供しているサービスの役割というところで1つ気になったのが、例えば比較資料として、平成22年のときと、今平成27年は社会環境が大きく変わっている中で、8年間通わせていて思うんですけれども、しょうがい児、LDとかADHDとか抱える子どもたちが増えています。その比較などが、例えば公立でどれぐらいのしょうがいを抱えているお子様がいらっしゃるのかとか、逆に私立の保育園は受け入れがされているのか。また、子どもを育てる保護者の環境というのもすごい変わってきていると思うんです。私が入る同じクラスの保護者では、シングルマザーがかなり増えてきているなどというのもあるので、なかなかそれを資料として出すというのは難しいかもしれないんですけれども、何かそういう検討課題として提出していただけるとありがたいと思います。以上です。よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。公立4園での保護者の方々のご意向が届いていないのではないかとご意見ですけれども、市はいかがでしょう。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。毎年アンケートで公聴会というか、意見交換会をやらせていただいて、その場でなかなか今回のことを、ちょっとタイミングが悪くて、審議会の開始時期とかご提供できなかったんですけれども、今後、保育審議会、今、第1回目をさせていただいて、議論が進む段階で、先ほど少し初めに説明したとおり、いわゆる現場というか、ある程度考え方が進む中で意見を交換する場を設けたいと思います。それは対象が市民全体なのか、あるいは関係保護者なのか、そういうところはいろいろとあろうかと思えます。それはまた事務局でセッティングしながら意見を聞いて進めたい。何もなくて意見を聞いても先にいきませんので、まずはまとめながらですね。あと、できれば庁内の検討も並行してそういったことの議論はやりたいなど。まだまだ市職員も、例えば現場の考え方もいろいろとあろうかと思えます。それをある程度、全体でこの課題を考えていきたいと思っていますので、またそれも並行して、進め方をご提供していきたいと思っていますので、丁寧に聞き取っていただきたいということでございます。

【会長】 よろしいでしょうか、1点目は、はい。2点目のしょうがい児の。

【事務局】 これも平成22年3月、これから多分いろんな保育需要というか、状況が変わっていると思います。しょうがい、あるいはLD、あるいはシングルマザー、最近ですと、貧困とか、いろいろな問題が出てきています。今までもあったんですけれども、それが表に出てきたということだと思いますけれども、そういったことも含めて、私どもどこまで資料をそろえられるかわかりませんが、流れに沿った今の、公立、私立にかかわらず、保育に対する必要性、あるいはそこについて、これは公が果たすべきだね、先

ほど言ったように民ができるねとか、それはやっぱり資料を提供していきたいと思っています。

【会長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 いいですか。

【会長】 はい。

【事務局】 先ほどアレルギー児の新たなしょうがいであるとか、発達支援が必要なお子さんであるとか、しょうがい児の方については、公立保育園での受け入れも当然、ご希望される園ということで挙げられていた場合には対応しているんですが、私立に対してはどうかということで、国立市としてはかなり以前から、アレルギーに対する職員の配置であるとか、そういった支援の、支援費用の支払といいますか、そういったところの中身、そちらを新設していたりとか、設置していたりとか、あと新たに、特にしょうがい児や発達のお子さんの関しては、市では診断書に基づいて加配の職員の配置というのをしてございます。これは公立、私立ともにやらせていただいているんですが、例えばこれを私立園でやる場合には、その人件費について、支援を当然させていただいております。そして、もう1点、今回新設させていただいたのは、なかなか親御さんの理解が得られないであるとか、そういった中で、発達支援に関係するお子さんですかね、支援が必要な。そういった方がいらっしゃったときに、クラスの運営がなかなか難しいこともあるだろうというところで、そういったことの申し出が私立園からあった場合には、その分の支援費用を市で審査させていただいて支出させていただくという措置なども行っていまして、今はその辺でかなり、今年やったものなので、後でいろいろと園長会とかでお話が出ていく中で、以前よりはそういったご意見も取り入れて保育に生かしているというところでございます。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そろそろ予定した時刻を迎えようとしていますが、何かどうしてもこちらをきょう質問したいというか、ご意見ということがあればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、本日はここまでといたしまして、次回以降、引き続き中身について積極的なご意見をいただければと思います。

それでは、第2回会議の日程につきまして、事務局よりご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 次回の日程につきましては、審議会資料4に記載させていただいております。来年の1月22日金曜日です。同じ時間、19時開始で会議をさせていただきたいと思えます。この日程で、場所ですけれども、予定ということでこちらに表記させていただいておるんですけれども、もしこの審議会を含めて、保育園等の実態とか状況を確認することとありますので、ちょうど市役所の北側にありますなかよし保育園でできたらということでご提案をさせていただきたいと思えます。また、第3回目以降の日程につきましても、第3回目が2月2日、第4回が2月17日、第5回が3月17日ということで日程を組ませていただいておりますが、この点につきましてもご確認をさせていただければと思ひまして、資料を提出させていただきました。

【会長】 それでは、次回は1月22日金曜日に行いたいと思えます。場所について、なかよし

保育園をというご提案がありましたけれども、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、現場に行って、よく見ながらということで、次回はなかよし保育園さんで行いたいと思います。時間は同じように19時から21時ということで、3回目以降、3月17日第5回まで一応日程が決まっているそうですので、委員の方々には、お忙しいかと思いますが、予定をあけておいていただけたらと思います。

これをもちまして、本日の議事は以上となりますけれども、何かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の第1回審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

— 了 —